

農福連携促進事業委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

農福連携促進事業委託業務

2 業務の目的

障がいのある方の工賃（賃金）向上を図るため、障がい者就労施設等の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組む事業所による販売イベント等を開催する。

3 委託業務の内容

(1) 農福連携マルシェの開催

農業に取り組む障がい者就労施設等の商品認知度や販売技術の向上などを図るため、農福連携の生産物や加工品等の販売イベントを開催する。＜道内（複数箇所）：東京オリンピック・パラリンピックに向けたマルシェの開催を含む。＞

(2) 農福連携マッチング支援

農業生産者と障がい者就労施設等をつなぐため、コーディネーターによる農業生産者と障がい者就労施設等の農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する。

(3) 農業の専門家派遣

農業に関する十分なノウハウを有していない障がい者就労施設等の農業技術の向上を図るため、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言を実施する。

(4) 成果報告会の開催

農業に取り組む障がい者就労施設等の知識向上、意識啓発のため本事業の成果報告会を開催する。

(5) 成果報告書の作成

本事業の成果をとりまとめた報告書を作成する。

（紙媒体10部、CD-R2枚）

注：本事業は、「工賃向上計画支援等事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「工賃向上計画支援等事業実施要綱」等の関係規定を踏まえ実施すること。

特に、「農福連携マルシェ」の開催にあたっては、企業や農業生産者も参加できるようにするとともに、商談会も合わせて実施するなど、単なる普及・啓発の事業にならないよう留意し、利用者である障がい者の就労能力の向上を図るためにも必ず利用者を参加させること。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の動向などを踏まえ、委託業務の内容に変更が生ずる可能性があることに留意すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和2年（2020年）12月18日（金）まで

5 予算上限額

10,953千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

注：本事業の財源である補助金の交付額が減額となった場合は、減額後の積算上限額の範囲内で、委託契約を締結するものとする。また、本事業は、補助金の交付がなかった場合は、事業化を行わない場合があることに留意すること。

6 審査基準

審査は次の項目について総合的に評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 運営方針

本道の障がい者福祉及び農業に精通しており、業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウを有しているか。

(2) 管理運営

- ア 業務を実施するに当たって必要な業務処理体制となっているか。
- イ 企画から実施に至るまで、効果的で適切なスケジュールとなっているか。

(3) 事業内容

- ア 農福連携マルシェの実施内容及び運営方法が、農業に取り組む障がい者就労施設等の商品認知度や販売技術の向上を図る上で、適切な内容となっているか。
- イ 農福連携マッチング支援の実施内容及び運営方法が、農業生産者と障がい者就労施設等の農作業請負（施設外就労）のマッチングを行う上で、適切な内容となっているか。
- ウ 農業の専門家派遣の実施内容及び運営方法が、農業に関する十分なノウハウを有していない障がい者就労施設等に対する農業技術の向上を図る上で、適切な内容となっているか。
- エ 本事業の目的を理解し、高い事業効果が得られるような内容となっているか。

7 事業者の選定

本事業の実施においては、障がい者就労施設等の農業への参入を支援するとともに農業に取り組む事業所による販売イベント等を実施するため、農業分野及び障がい者福祉分野の関係者との横断的な連携が必要である。

また、障がい者就労施設等の農業への参入を支援するためには、高度な専門的知識や豊富な経験に基づく分析・判断が必要であるとともに、業務の最適な処理方法や成果の基準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

このことから、業務処理能力全般について、総合的な審査が可能なプロポーザル方式を採用する。

8 プロポーザル提出事業者の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 本道の障がい者福祉及び農業に精通した民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「民間企業等」という。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、本社、事業所、支店などが北海道内に所在する民間企業等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、障がい者の就労支援の実績を有しているか、あるいはノウハウを有している民間企業等であり、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのあるものを含む。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 複数企業体（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体の企業体とする。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書（別添様式1）及び添付資料
- (2) 提出部数
1部
- (3) 提出期限
令和2年（2020年）4月13日（月）午後5時00分（必着）
- (4) 提出場所
北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係 主査（就労支援）
住 所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電 話：011-231-4111（内線25-729）
FAX：011-232-4068
- (5) 提出方法
持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
※全ての提出書類は返却しません。
また、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び追加等は認めません。

10 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類
企画提案書（別添様式2）
- (2) 提出部数
10部
※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること
- (3) 提出期限
令和2年（2020年）4月30日（木）午後5時00分（必着）
- (4) 提出場所
上記9（4）に同じ
- (5) 提出方法
持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
※全ての提出書類は返却しません。
また、提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めません。

11 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。（ヒアリングの日時、場所は別途通知する。）
- (2) 企画提案書提出者の数が5を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。

12 業務上の留意事項

本業務は、国の「地域生活支援事業費等補助金」（以下「補助金」という。）を活用して実施する事業であることから、次の要件に留意すること。

- (1) 厚生労働省で定める補助金の各種要綱等に従うこと。

- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定すること。
- (3) 道は受託者に対して必要な資料等について、可能な範囲で提供すること。
- (4) 本委託業務の対象となる障害者就労施設等は次のアからウのとおりとする。
 - なお、道内の全ての事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の移譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。）が対象である。
 - ア 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書又は賃金向上計画を道に提出している事業所又は道が認めた事業所。）
 - イ 就労継続支援B型事業所
 - ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について道が認めた事業所
- (5) 「農福連携マルシェ」の開催に係る留意点
 - ア 農福連携マルシェの開催支援にあたっては、就労継続支援事業所だけでなく、施設外就労の機会の確保や加工受託にもつながる可能性もあることから農業関係者等を含めた農福連携マルシェを開催すること。
 - イ 農福連携マルシェを開催するにあたっては、普及・啓発のみの効果を見込むのではなく、障がい者就労支援施設等が生産する商品の販路拡大や障がい者の工賃・賃金向上につながるよう農業関係者や民間企業等との合同による商談会をセットで実施するなど開催方法を工夫すること。
 - ウ 本事業の対象事業所以外の事業所とマルシェを共同開催する場合には、本事業の対象となる事業所にかかる経費のみを按分する等、合理的な方法により算出し、計上すること。
 - エ 農福連携マルシェを開催する場合には、厚生労働省が定める「農福連携ポスター及びのぼり使用規程」に基づき、農福連携ポスター及びのぼりを積極的に活用すること。

13 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
 - 事前に不参加を決定した場合は、令和2年（2020年）4月30日（木）午後5時までに上記9（4）の担当窓口連絡すること。
- (4) 無効となる提出書類
 - 企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (6) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- (8) 契約書作成の要否
 - 要
- (9) 関連情報を収集するための窓口
 - 上記9（4）に同じ
 - ※北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課のホームページを参照のこと。
 - ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
- (10) 審査結果及び特定者名
 - 公表する。